

役務単価契約（長期）

（総 則）

第1条 受注者は、頭書の業務について発注者から業務実施の指示があったときは、発注者の指定する期間内に別冊の仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、当該業務を完了させなければならない。

2 仕様書に明示されていないもの、又は仕様書の交互符合しないものを発見したときは、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、受注者は発注者の指示に従うものとする。

（業務委託単価）

第2条 この契約の業務委託単価は、頭書に定めるとおりとする。

（法令上の責任）

第3条 業務の実施について、関係法令上の措置はすべて受注者においておこなうものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（再委託等の禁止）

第5条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部を一括して又は大部分を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、業務の部分について、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、受注者は、当該第三者に対してこの契約に定める受注者の義務と同等の義務を課すとともに、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について、発注者に対し責任を負うものとする。

3 受注者は、前項ただし書の規定により承諾を得た業務の部分について、再委託を受ける者又は下請者を決定したときは、当該部分の着手前に発注者に書面により通知しなければならない。

4 発注者は、受注者に対して再委託を受ける者又は下請者が業務の実施につき不相当と認めたときは、その変更を請求することができる。

（業務主任技術者）

第6条 受注者は、この契約締結と同時に、業務履行について技術上の管理をつかさどる業務主任技術者（当該業務に関し、主として指揮、監督を行う者）を定め、発

注者に通知して承認を受けなければならない。

(着手届)

第7条 受注者は、業務に着手するときは、発注者に着手届を提出しなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 業務の実施に特許権その他第三者の権利の対象となっている処理方法を使用するときは、受注者はその使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(検査及び引渡し)

第9条 受注者は、発注者から指示のあった業務が完了したときは、発注者に当該業務についての完了届及び業務出来高届を提出し、検査を受けなければならない。

2 発注者は、受注者から前項の業務完了届及び業務出来高届を受理したときは、その日から10日以内に検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 前項の検査の結果、不合格となったときは、受注者は遅滞なく補修または更正を行い、発注者の再検査を受けなければならない。

4 業務の実施について、発注者に引渡すべき目的物がある場合は、受注者は検査合格の通知を受けた後、遅滞なく当該目的物を発注者に引渡さなければならない。

(委託金額の支払い)

第10条 受注者は、前条第2項の規定により検査合格の通知を受けたとき、または前条第4項の規定により引渡しをしたときは、所定の手続きにより、委託金額の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求を受理したときは、その日から30日以内に委託金額を支払わなければならない。

(予算削減に係る契約の解除)

第11条 発注者は、翌年度以降の発注者の歳入歳出予算において、受注者に支払うべき委託金額が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(発注者の契約解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除する

ことができる。

- (1) 受注者が、この契約に違反したとき。
- (2) 受注者の業務の実施が著しく不適当であると認められるとき。
- (3) 受注者が、正当な理由なしに、担当職員の指示に従わないとき。
- (4) 受注者が、第5条第3項に規定する発注者の変更請求に応じないとき。
- (5) 営業に関し、官公庁の許可、認可、届出等を必要とする業務についてその資格の取消しをされたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (7) 受注者（受注者が共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に

対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の契約解除の場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがある場合、発注者は当該部分に対する委託代金相当額を支払うものとする。

(違約金)

第12条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約及びこの契約に係る変更契約による支払済金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第2項の規定により第2号に該当するときとみなされるときを除く。）は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債権者等

(協議解除)

第13条 発注者は、業務が完了しない間は、第11条第1項及び第12条第1項に規定する場合のほか必要があるときは契約を解除することができる。

- 2 第12条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

- 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の契約解除権)

第14条 発注者が、契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能

となるに至った場合は契約を解除することができる。

(期限の利益の喪失)

第14条の2 第12条の2各号のいずれかに該当するときは、受注者の発注者に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、受注者は発注者に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

(相殺予約)

第14条の3 この契約に基づき発注者が受注者に対し債務を負担する場合、発注者は、受注者に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(談合行為に対する措置)

第15条 受注者は、次の各号の一に該当したときは、この契約及びこの契約に係る変更契約による業務委託料（単価契約の場合は、支払金額）の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約による業務が完成した後においても同様とする。

(1) この契約に係る入札に関して、受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 受注者が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下又は棄却する判決が確定したとき。

(3) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(4) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前3号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 受注者が共同企業体である場合は、前項各号中「受注者」とあるのは「受注者又は受注者の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

- 3 前項の場合において、受注者が解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に第1項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して第1項の額を発注者に支払わなければならない。
- 4 第1項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。
- 5 前各項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。
- 6 前各項に関する事項については、発注者は訴訟によって解決を求めることができる。

(関係法令の遵守)

第16条 受注者は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(秘密の保持等)

第17条 受注者は、業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(電磁的記録による契約締結に係る契約成立日の特約)

第18条 本契約を契約の内容を記録した電磁的記録（以下「電磁的記録」という。）により締結する場合で、発注者及び受注者が電子署名を行った日と、本電磁的記録に記載の契約締結年月日が異なる場合は、本電磁的記録に記載する契約締結年月日に契約を締結したものとみなす。

(補 則)

第19条 この契約に定めない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議のうえこれを定めるものとする。